

一般事業主行動計画

当社は、当社の従業員が仕事と子育てを両立できる環境を整えることにより、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間

2. 内容

《目標1》

計画期間内に、最低1人以上、男性が育児休業を取得すること。

〔対策〕

- ・男性社員も育児休業を取得することができることを周知するために、その手続き・運用等について管理者への研修を実施する。
- ・社内の各種会議において、取得を妨げることのないよう周知徹底する。

《目標2》

出産適齢期の女性の育児休業取得率を80%以上とすること。

〔対策〕

- ・育児休業制度の趣旨についての理解及び仕事と家庭の両立についての意識向上に努める。